

定 款

アルテック株式会社

定 款

第1章 総則

(商 号)

第1条 当社は、アルテック株式会社と称し、英文ではALTECH CO., LTD.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) ① 化学機械、プラスチック加工機械、紙・板紙加工機器、印刷・製本機械、包装荷造機械、食品加工機械、自動販売機械、繊維機械、工作機械、材料・加工物の移送等の省力化機器、土木建設機械、浄水機械、公害防止機器、電子計算機の端末機、通信機器、電子応用機器(測定器、検査機、情報制御機器等)、情報処理機械およびその周辺機器、陸上輸送機械、ボイラー、原動機、油圧機器、飼料加工機械、排水処理装置、医薬品・医療用機器製造機械、情報記録媒体製造機械、産業用ロボット、サービスロボット、無人航空機、前記機械類にかかわる部品の製造、輸出入、売買、賃貸借、仲介業
- ② 前記機械類にかかわる製造技術、使用、適用に関する知識の仲介、斡旋業
- ③ 前記機械類の修理、保守、据付工事請負業
- ④ 合成樹脂原材料、合成樹脂製品の製造、輸出入、売買、仲介業
- ⑤ 木材紙・非木材紙用原材料、原紙、紙製品、皮革製品の輸出入、売買、仲介業
- ⑥ 天然繊維、化学繊維、無機繊維の繊維原料および糸、織・編物、衣服の繊維製品の輸出入、売買、仲介業
- ⑦ 美術品、骨董品、装飾品、書籍、電気製品の輸出入、売買、仲介業
- ⑧ 塗料、工業薬品、化学薬品、医薬部外品、化粧品 of 製造、輸出入、売買、仲介業
- ⑨ 食品の製造、輸出入、売買、仲介業
- ⑩ ダイヤモンドの輸出入、売買、仲介業
- ⑪ 酒類、果汁、清涼飲料、油脂類の製造、輸出入、売買、仲介、充填請負業
- ⑫ 土木建築工事の設計、監理、請負業
- ⑬ 不動産の売買、賃貸借、仲介、管理業
- ⑭ コンピューターに関する研修業
- ⑮ 総合リース業
- ⑯ 設備投資、経営合理化等に関するコンサルティング業
- ⑰ 金融業
- ⑱ 損害保険代理業
- ⑲ 事務用物品、日用品雑貨の製造、輸出入、売買、仲介業
- ⑳ コンピューターソフトウェアの開発、輸出入、売買、賃貸業
- ㉑ 情報処理サービス業

- (2) 上記第1号に掲げる事業を含む経営上必要と認める事業を営む会社の株式または株式以外の持分を取得・所有することにより行う当該会社の事業活動の支配および管理
- (3) 上記第1号各事業に関する研究、開発ならびに事業等の受託
- (4) 知的財産権の取得、維持、管理、利用許諾ならびに譲渡
- (5) 上記各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、40,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 剰余金の配当を受ける権利
- (3) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (4) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。

(株式取扱規程)

第 11 条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 12 条 当社は、毎年 11 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 13 条 定時株主総会は毎年 2 月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録する。

2 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から 10 年間本店に、その写しを 5 年間支店に備え置く。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役は 15 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(役付取締役)

第 22 条 取締役会の決議によって、取締役の中から取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長各 1 名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第 23 条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

(業務執行)

第 24 条 取締役社長は当会社の業務を統轄し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役およびその他の取締役は、取締役社長を補佐し定められた事項を分掌する。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

(取締役の報酬等)

第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集権者および議長)

第 26 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 27 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 28 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 29 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第 30 条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長および出席取締役ならびに出席監査役がこれに記名捺印または電子署名する。

2 取締役会の議事録は、決議の日から 10 年間本店に備え置く。

(取締役会規程)

第 31 条 取締役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第 32 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 33 条 当社の監査役は 4 名以内とする。

(監査役の選任)

第 34 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 35 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

る。

(常勤監査役)

第 36 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 37 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の 3 日前までに発するものとする。

ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 38 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 39 条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席監査役がこれに記名捺印または電子署名する。

2 監査役会の議事録は、決議の日から 10 年間本店に備え置く。

(監査役会規程)

第 40 条 監査役会に関する事項については、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 41 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 42 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令の定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 43 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 44 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 45 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 46 条 当社は会計監査人との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 47 条 当社の事業年度は、毎年 12 月 1 日から翌年 11 月 30 日までとする。

(剰余金の配当)

第 48 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 11 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という）を支払う。

(中間配当金)

第 49 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 5 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という）をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第 50 条 期末配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

1976年 4月 7日	制 定
1982年 8月 12日	一部改正
1983年 3月 10日	一部改正
1985年 3月 26日	一部改正
1988年 9月 26日	一部改正
1989年 3月 15日	一部改正
1989年 10月 31日	一部改正
1990年 2月 28日	一部改正
1992年 2月 26日	一部改正
1992年 10月 5日	一部改正
1993年 10月 25日	一部改正
1994年 2月 22日	一部改正
1995年 2月 22日	一部改正
1997年 2月 24日	一部改正
1997年 8月 13日	一部改正
1998年 2月 25日	一部改正
1999年 2月 23日	一部改正
2000年 2月 24日	一部改正
2001年 2月 23日	一部改正
2002年 2月 26日	一部改正
2003年 2月 25日	一部改正
2003年 10月 24日	一部改正
2004年 2月 25日	一部改正
2005年 2月 25日	一部改正
2007年 2月 28日	一部改正
2008年 2月 26日	一部改正
2009年 2月 25日	一部改正
2011年 10月 11日	一部改正
2016年 2月 26日	一部改正
2017年 2月 24日	一部改正
2019年 2月 27日	一部改正
2020年 2月 27日	一部改正
2021年 2月 25日	一部改正
2022年 2月 25日	一部改正